

平成31（令和元）年度「被災者栄養・食生活支援事業」実施要領

1 事業の目的

東日本大震災及び原子力災害により、長期にわたり避難生活を余儀なくされている被災者等を対象に、被災市町村や保健福祉事務所等の要請に応じ、健康状態の把握や、栄養相談・栄養指導、調理実習等を行うことにより、健康状態の悪化予防や健康不安の解消等、被災者の健康増進及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

2 事業の実施主体

福島県
公益社団法人福島県栄養士会

3 事業実施時期

平成31年4月1日から令和2年3月22日まで

4 事業実施体制

福島県内6地域（県北、県中、県南、会津、相双、いわき）を中心に、県保健福祉事務所、被災市町村及び関係機関等と連携を図りながら実施する。

5 事業内容

(1) 被災市町村の健康相談支援ニーズの把握

県保健福祉事務所等の協力を得ながら、別紙支援要望書に基づき被災市町村の栄養・食生活支援ニーズを把握する。

(2) 被災者等の自立に向けた支援としての栄養相談・栄養指導、調理実習等の実施

被災市町村等からの要望書に基づき、以下の活動を行う。

- ① 仮設住宅集会所等での栄養相談・栄養指導等の実施
- ② 仮設住宅等への訪問による健康状況確認や栄養相談・栄養指導等の実施
- ③ その他、望ましい食生活の実践に向けた調理実習
- ④ 上記栄養相談・栄養指導等から把握された健康課題等の被災市町村等への報告等

(3) 上記(2)を円滑に実施するための全体事業打合会の開催

各地域での支援活動を円滑に行うため、福島県栄養士会及び支援担当栄養士・管理栄養士等参加による全体事業打合せ会を開催する。

6 連絡・問い合わせ先

福島県栄養士会への支援要望書の送付は、郵送又はFAXで行うものとし、後日、福島県栄養士会から電話等で連絡することとする。

直接、電話等での連絡・問い合わせの受付時間は、専門コーディネーターの勤務時間である毎週月曜日・火曜日・金曜日9時から17時までとする。

〈支援要望書送付先・連絡先〉公益社団法人 福島県栄養士会

住所：〒963-8014 郡山市虎丸町6-18 虎丸ビル201

電話：024-939-1195

※福島県栄養士会事務員は、平日9時から17時に勤務しているが、事業に関する問い合わせには回答できない。

FAX：024-939-1222

※終日受付可。後日、福島県栄養士会から電話連絡をする。

7 活動の流れ及び活動報告等

(1) 要望内容の確認と支援活動に向けた準備

ア 福島県栄養士会は、支援要望のあった市町村等へ支援内容等の確認をする。

イ 福島県栄養士会は、支援活動を担当する栄養士・管理栄養士（以下、支援担当者という。）との調整を行う。

ウ 支援担当者は、支援要望市町村及び管轄保健福祉事務所との事前打ち合わせ等を行う。

(2) 支援活動の実施

ア 支援担当者は、事前打ち合わせ等で確認した支援活動を実施する。

イ 支援担当者は、支援活動実施終了後、原則として翌月10日までに、別紙「支援活動実績報告書（様式第1号）」を記入し、管轄保健福祉事務所・中核市保健所、依頼者と福島県栄養士会に支援活動内容を報告する。

なお、支援担当者は、その他必要に応じて連絡、報告等を行う。

(3) 支援活動実施後の活動報告等

ア 福島県栄養士会は、支援担当者より報告された様式第1号等に基づき、支援担当者等への謝礼等の支払いを行う。

イ 福島県栄養士会は、支援担当者より報告された様式第1号等に基づき、別紙「支援活動実績報告書（様式第2号）」により毎月の支援活動実績をとりまとめ、翌月末までに県庁健康づくり推進課に報告する。

8 留意事項

(1) 相談や訪問等により得られた個人情報の取り扱いについては、十分注意すること。

(2) 支援活動で把握した健康課題や連絡事項等については、指定した様式のみでなく、必要に応じて、市町村担当者等に随時報告、情報提供等をしていくこと。

(3) 支援担当栄養士・管理栄養士は、被災市町村及び関係機関等と事前打ち合わせ等を行ったり、必要に応じて支援活動時に協力を仰いだりするなどして、円滑に支援ができるようにすること。

(4) 日常のかつ健康的な食生活を体験的に学べるよう配慮すること。なお、季節行事等に関連した体験活動ではなく、日常として継続できる内容の活動とすることが望ましい。

(5) 健康的な食生活及び栄養教育の基本となる「バランスのよい食事」について具体的に理解し、実践できる力をはぐくむような活動となるよう配慮すること。

(6) 地域全体の健康度向上のために、あらゆる場で一貫した情報提供を行える体制の整備に努めること。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。